

平成22年度第1回理事会議事録

平成22年4月26日（月）

（財）武蔵野市福祉公社

平成22年度 第1回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成22年4月26日(月) 午後6時00分から午後7時00分まで

2. 会場 高齢者総合センター 4階研修室

3. 理事の現在数 5名(定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 会田 恒司	理事	安達 高之
	理事 大野 壽三枝	理事	加瀬 裕子
	理事 安藤 真洋	理事	河中 款
	監事 安田 大	監事	五十嵐利光

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名人の選出

日程第2. 議案第11号 事務所の移転について(平成21年度継続議案)

日程第3. 議案第1号 事務所移転検証委員会の設置について

日程第4. 議案第2号 事務所移転検証委員会委員の費用弁償に関する規程

6. 議事内容

開会: 午後6時

理事長よりあいさつがあり、議案及び議事の取り扱いについての説明が行われた。事務局長より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記記事について逐次審議することとなった。新任の高橋係長のあいさつの後、理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事5名で、寄附行為第26条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要および議決の結果]

第1. 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には安達理事と加瀬理事を選出、全員一致でこれを承認した。

議案第11号「事務所の移転について(平成21年度継続議案)」及び議案第1号「事務所移転検証委員会の設置について」及び議案第2号「事務所移転検証委員会委員の費用弁償に関する規

程」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質疑に入った。

- ・安藤理事：この事務局というのは、意見交換会、事務局によるヒアリングと書いてあるが、この事務局というのは規定にある第7条の事務局ということか。
- ・河中事務局長：その機能を有している。
- ・安藤理事：このカラーの絵にある事務所移転実務者会議とは、こことは違う事務局なのか。
- ・河中事務局長：事務局の中に事務所移転の実務者会議、そしてその下にワーキングがあって、その担当をして、事務局を担っていくと、そういう形で考えている。
- ・安達理事：今、設置要綱のほうの質問が出たので、設置要綱について、検証委員会委員の定数は、要綱の中で触れてきたという感じがする。5名というのは確かにスキームの説明の中では入っているが、要綱の中には何名かというのは触れられていない。

それからもう一つは、第5条であるが、22年9月30日までとするのは、何か9月30日までにはもうとにかくすべて検討して終わりますよということを前提にしているぐらいで、本来ならば最終報告までという表現になるのかなという感じがするが、何となく9月30日というと、もう全部でき上がっていて、9月30日は最終答申が出ますと。これはたしかスケジュール（案）から見ると、そういう形になるが、これは審議していく過程でそうとは限らないわけだから、最終報告書が提出されるまでとか、何とかそんな意味のほうの方が妥当じゃないかなという感じがする。

それから、この別表ですが、理事長が黒竹さんのとらいふはたしか武蔵野市の中で、グループホームか何かを運営されている法人だと思う。つまり市と全く関係ないかということ、そうとも言えない。というのは、グループホームの是非を決めるのは武蔵野市なんですよ。地域包括支援センター運営協議会が意見を出すのだが、最終的に決めるのは市なんですね。ですから、そういう意味では関係がないというふうに言い切れるのかなというのをちょっと疑問に思いました。

・河中事務局長：3点の質問に対してですが、1点目、組織、要綱に定数が必要ではないかということですので、これについては要綱ですので、既に社協の評議員会、理事会、そして公社の評議員会に示しているが、実際に5名とっているのです、この第3条にそれを加えるような方向で検討したいと考えている。

それから、委員の任期について9月30日までと明記したわけですが、これも当初要綱をつくるときに、要綱の附則の中で、この要綱は9月30日限りとするべきかと事務局側も考えた

わけですが、附則でやるとなると、この検証作業自体がそれ以降になると、この要綱自体の変更が厳しいものになると考えている。

この第5条に明記した場合には、必要があればここで一部改正も可能であるだろうということ。それで、要綱なので、これは当然社会福祉協議会、それからこちらのほうの事務局で協議して変更は可能と考えているので、それで9月30日までとしたのは、1つにはこの作業の期限を区切って、何とかここまでには持っていきたいと、そういう表明というか、そういう意思表示であるということに理解していただきたいと思っている。

また、とらいふの法人の性格上と、委員のことですが、委員はすべて武蔵野市あるいは両法人と関係ない方ばかりですと、武蔵野市のこれからの事情について全くわからない方ばかりの委員構成になってしまうということがあった。黒竹氏はとらいふの理事長ですが、黒竹氏個人の専門性でこちらに意見を出してほしいという思いで掲げたものです。前川氏についても全く関係がないというわけではないが、武蔵野市寄りの考えが出るようなことはないと期待して、お願いした、そういうつもりです。

・安達理事：前川さんは確かに一般公募でいろいろな会議に出ていらっしゃる方ですから、その辺はいいのですが、とらいふというのはごく最近、市（地域包括支援センター）が公募した。グループホームで、公募をかけたが、最終的にはとらいふだけになって競争相手はたしか落ちたという記憶がある。だから、前川さんとはちょっと一緒ではないという感じがしたものですから、取り立ててこだわるものではない。

・会田議長：最終的にはほかがおりたので、とらいふを選択せざるを得なかった。

・安達理事：そうです。そういう形にはなった。

・会田議長：なので、第三者性ということであると、市との関連というのは若干、接点があるわけですが、少なくとも福祉公社と市民社協に対しては第三者性がそういう意味ではある程度担保できているのかなと。あと、とらいふの理事長自体の人格というか、また識見もそうですが、その辺については全く問題ないだろうという判断です。

・安達理事：一番気になるのは、このスケジュール（案）を見ていると、平成22年9月が最初なんですね。恐らくその前には要するに設計文書も動いているのだろうとは思いますが、この日程でいくと、多分年度内に立ち上がるというのは恐らく難しいのかなという気がする。今、建築確認は市のほうにとってあるのか。

・河中事務局長：とってある。

・安達理事：だから、大規模の手続は要らないですね、1,000平米以上でないから。建築は相

変わらず遅れるというのを最近は聞いているので、これで普通にやると、日数が足りなくなりはないかなとその辺が気になるのですが、それは大丈夫か。

・河中事務局長：おっしゃるとおりで、仮に原案、八幡町の案で仮に21年度内に認めていただいたとして、4月にその事業がスタートしたとしても、来年3月末までに移転するのは非常に厳しい日程だということはある。ですので、当然この形でもし八幡町原案の形になる、あるいは同じような形でほかの場所で八幡町のような形の移転場所となると、当然来年の3月には間に合わない。恐らく来年の秋ごろになる可能性は大かと思う。

そう考えると、この9月までに結論を出すというのは、現在の大信との契約の意思表示を半年前までに双方どちらかで申し出すことによって更新すると、そういうことがあるので、そのためにこの検証作業も9月までにと考えている。ですから、当然この検証作業の報告により、来年の3月までの契約について、一定程度の延長というのを大信側に交渉してもらおう。この契約自体は市なので、それを市にお願いする形になると思いますが、そういう作業があるので、移転手法によっては当然来年3月に間に合わない可能性のほうが高いというふうに思っている。逆に例えばどこかこれぐらいの規模があり、そこにすぐ入れるということになれば、3月までに間に合うということはあると思いますが、その可能性というのはパーセンテージとしては低いものだと思っている。

・加瀬理事：委員候補の件だが、委員候補と、それから設置要綱の第3条のところに質問がある。この第3条のところだが、なぜこの5人で構成するということになったのか聞かせていただきたい。公認会計士と税理士を分けて委嘱することはやはり必要なのか。

・河中事務局長：確かに公認会計士が税理士の業務をやる場合に、その届け出をすればいいかと思う。公認会計士の人が限られるということもあるが、現在の原案の検討経過の中で、いろいろ基金の活用方法なども含めて会計上、どういう形が可能なのかという検証を行う中で、多くの会計の専門家の意見が必要だと思ったので、公認会計士の方は外せないと考えている。

それと同時に、今後私どもの税務上の所有の問題。これについて私どもは税務署にも相談に行くようなことがあったので、税務の問題について絞ってもかなり専門的な意見は必要かと思っている。確かに業務としては重なっているところもあるが、会計の専門家については特にいろんな多方面の方の意見はちょうだいしたいと思っているので、多くの方、多方面、複数の目でもって検証していただきたいという思いでこのような構成をした。

・加瀬理事：わかった。そうすると、1つは今の1から5項の中で、2つ目までは何々に関する有識者なのに、3から5はもうずばり資格で書いてあるので、もし委員に何か都合が起きた

場合には困るのではないか。

・河中事務局長：実際に個人のことで。

・加瀬理事：ええ、そうです。ですから、次に公認会計士がすぐ見つけられるとか、そういうことができるのなら別によろしいが、こういう書き方をしている困ることにならないのか。

・河中事務局長：そこまで想定はしていなかった。最悪半年間で先ほど言ったように、実質4カ月ちょっとぐらいの検証期間なので、かなり短期間で一気に成で審議をお願いするような形なので、この期間が長引くと、そういうことも想定できると思うが、今回内々をお願いできる方については、健康上とか、あるいは業務上の理由でそれが難しいという心配はないと考えている。

・加瀬理事：それで、具体的な委員候補の件ですが、この中で市民の方はいるのか。

・河中事務局長：黒竹光弘氏はどちらに住んでいるのかわからないが、市内に住んでいる可能性はあるし、また前川氏もクリーンセンターの検討委員会での公募委員なので、市民要件を満たしている。

・加瀬理事：確かに利害関係がない方というのは理解できるが、青山さんまでは幾つかの公的な立場で活躍されているというご説明でしたが、谷さんについては四谷支部副支部長と。東京税理士会四谷支部副支部長という説明しかなかったの、ちょっと推薦の理由がわかりません。

・河中事務局長：本人から直接携わっている業務のことについては、個人情報なので、難しいのですが、実は他の公的機関の顧問税理士をやっているということは聞いている。

・加瀬理事：普通委員になるときは経歴を明かさないので、個人情報というが私なんかは履歴書を出させられますが。

・河中事務局長：ちょっと本人からご了解をいただけなかったの。

・会田議長：だから、谷さんをどうやってお願いするに至ったのかということを知っているわけですね。それを教えてください。

・河中事務局長：谷先生については、安田監事からの推薦です。

・安藤理事：議会のことに疎いものですから、ちょっと確認させていただきたいが、9月に厚生委員会へ最終案を報告するということの扱い方というか。陳情が出て、厚生委員会で意見つき採択という経過があったので、厚生委員会にこうなったという報告をすると、こういうことですね。そこで、また陳情が出されるということはないのか。その前に市民の意見を聞いているから起きないはずだと思うが。厚生委員会で納得をいただいた後、理事会で審議すると、こういう段取りになるのか。

・安藤理事：その件については、前回いただいたメモがありましたでしょう。報告だけで、議会のほうの意向としては実質的な審議はそちらでやって、報告は受けますよと、何かそんなメモだったかな。

・会田議長：今ちょっと事務局長が探しているのですが、その間のつなぎとっては失礼ですが、議会と私どもこの団体との関係というのは、あくまでも団体の自治であるということは議会も認めている。ですので、最終決定はそれぞれの福祉公社でいえば理事会で当然意思決定をし、評議員会にその前に諮問もしてと、そういう流れが団体としての意思決定になる。市民社協のほうは当然のことながら、評議員会が議決機関型となっているので、評議員会、もちろん市民社協の理事会で内部意思を統一した上で評議員会に議決してもらって、初めて有効になるということですね。ただ、そこに至る間に市民との間の意見交換をよくやってくださいという趣旨と、それから、その経過をその都度厚生委員会に報告してくださいと、そういう2つの趣旨が議会側から示されて、それで、陳情については意見付きの採択になるという流れです。

・河中事務局長：今、理事長からお話があったとおり、その陳情に対する意見付き採択の意見というのが陳情文中の団体は市から独立した機関であり、文中の内容は当該団体の内部自身の問題であるため、計画の凍結を決定する権限は議会にないが、本文を中心とした趣旨を了とするので、趣旨にしたがって努力されたいと。それともう一つは、厚生委員会として引き続き行政の報告を求める。そういう2本の意見つきがあるので、それに沿って報告をするということです。

・会田議長：補足の答弁させていただきたい。

安藤理事指摘の厚生委員会に最終案を報告というのは市民社協、福祉公社の仕事ではなくて、武蔵野市の仕事でしょう。だから、この表現はうまくない。福祉公社や市民社協は理事会で意思決定するだけで、そこで完了であり、それを武蔵野市が報告するわけでしょう、議会に。そのようにご理解いただきたい。

・安藤理事：8月ごろに最終答申案作成で、理事会が開催とあるが、ここで決定するということですね。

・河中事務局長：はい、そうです。

・会田議長：このスケジュール（案）については文言だとか、それから前後の関係だとか、先ほどの福祉公社の評議員会の中でもそういう質問が出ましたよね。もっと正確に書くようにしてください。

・加瀬理事：中間まとめは、検証委員会の場合はいつの時点が出るのか。

- ・河中事務局長：7月に中間まとめを検証委員会のほうで出していただければと考えている。
- ・加瀬理事：この中間まとめというのは検証委員会のことなのか。市民社協、福祉公社の中間まとめにするということではないのですね。この第3回委員会で中間まとめが出るということですね。
- ・河中事務局長：そうですね。ここで第3回というふうに割り振っていますけれども、ちょっと回数についてはまだはっきりしないが、時期としてはこの時期にやっつかないと、8月の最終まとめには至らないので、7月には検証委員会として中間でまとめていただきたいというふうに考えている。
- ・加瀬理事：まとめが出て、それで意見交換が7月ですよ。だから、もっと前に出るのかと私は思ったのですが、そうではないのですね。
- ・河中事務局長：意見交換はその前の段階でやって、検証委員会と評議員会との意見交換を経た上で、この7月時点では中間まとめができ上がると考えている。
- ・加瀬理事：それでは、中間まとめというのは、第3回委員会のところに入るのですか。
- ・会田議長：補足というか、私もこの図を見ながら前後の関係が先ほど言ったようによくわからないので、今の段階で確定的なことはちょっと申せないのですが、少なくとも第3回の検証委員会の目的というのは、中間のまとめをまとめていくということにある。そうすると、まとめるいわゆる過程、プロセスがどういうプロセスで進めていくのかということがその次の課題になるわけですが、少なくともこの検証委員会についていえば、先ほどの図で示しましたように、検証委員会そのものはそれぞれの評議員会との意見交換を行い、なおかつ市民社協、福祉公社のそれぞれ団体とヒアリング等を行っている、意見交換を行っているいわゆる事務局ですね。この6ページの図で言う楕円形の部分、ここの意見交換も当然のことながら検証委員会はやっていただく必要があるので、意見交換の部分というのは、ここのところのスケジュールの案の中では前後の関係がわからないが、まず、まとめるに当たっての意見交換が当然あると考えていただければと思う。
- ・加瀬理事：7月の前には出ないということですね。
- ・河中事務局長：可能であれば、早めにやりたいが、一方では、他に考える手法と、その整理、そしてそれに対する審議等もあるので、かなりきつい日程ですけれども、中間まとめはやっぱり7月ぐらいにはまとめたいと思う。
- ・加瀬理事：中間まとめのほかに最終答申が出るんですね。
- ・河中事務局長：そうですね、はい。

・会田議長：このスケジュール（案）についてはもう少し市民社協、福祉公社、検証委員会、市民団体という3本の柱だけじゃなくて、武蔵野市という柱をつくることと、それと意見交換はどことどこ、だれと意見交換するのか。その意見交換の結果が検証委員会なり、あるいはその市民社協、福祉公社の評議員会、理事会にどういうふうに反映されるのかというキャッチボールの過程がわかるように少し工夫してみてください。いずれ、検証委員会をお願いするときに、この部分を説明し切れないと、検証委員の5名の方が何をどうしたらいいのかわからないということになってしまうでしょう。まだ若干時間があるから、その辺についてはもう少し厳密に物事のフローチャートをきちっとつくるようにしてください。

議案第1号「事務所移転検証委員会の設置について」、について原案のとおり決することに賛成の理事の方の挙手をお願いしたい。挙手全員です。よって、本案は原案のとおり決しました。議案第2号「事務所移転検証委員会の費用弁償に関する規程」、についてご異議ありませんでしょうか。ないようですので、本案は原案のとおり決することにさせていただきます。

・他に質問等はなく、事務局より連絡事項を伝え、理事会を閉会した。

閉会：午後7時00分